

2 都市計画の基本的考え方

2-1 都市づくりの目標と考え方

(1) 都市づくりの目標

(2) 基本理念

(3) 都市づくりの考え方

(4) 都市づくりの進め方

2-2 都市圏構造

(1) 広域的・重層的な圏域の考え方

(2) 都市づくりと保全の基本的考え方

(3) 都市圏別の都市構造

2-1 都市づくりの目標と考え方

(1) 都市づくりの目標

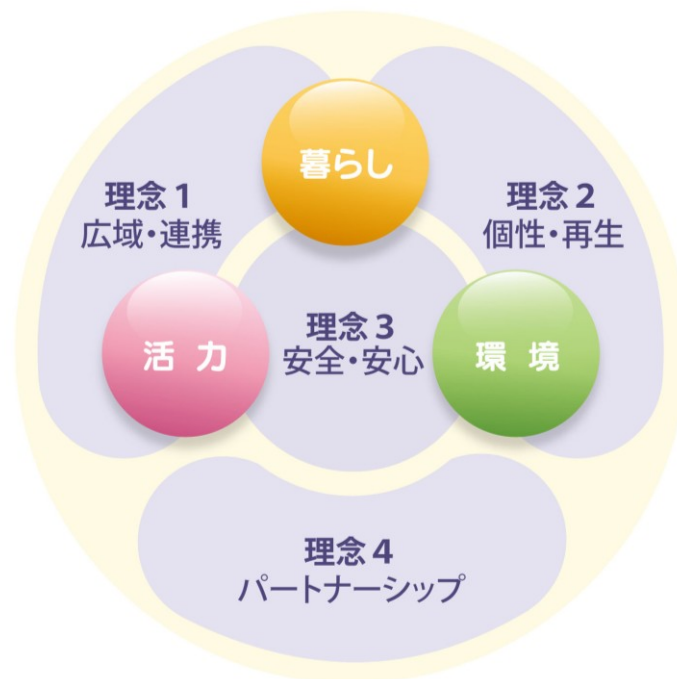
本県においても人口減少と高齢化が進行するなか、中心市街地や地域公共交通の衰退、空き地・空き家の増加などによる都市の衰退が懸念されており、都市活力の維持や居住環境の向上はより一層求められる状況にあります。また、環境への配慮や協働による取組は都市づくりを進めるうえで欠かせない要素となっています。

さらに、平成23年3月に発生し国民全体に改めて災害への対応のあり方を問いかけた東日本大震災、県内にも甚大なる被害をもたらした平成24年7月の九州北部豪雨など、大規模災害の顕著化に伴い、安全な居住地選択などに対する関心の高まりも欠かせない要素となっています。

このような本県を取り巻く社会経済情勢を認識しながら、県内の各都市が今後とも環境と調和しながら都市活力のある社会経済活動の場として機能し、また、県民が居住地を適切に選択し、快適で幸せを感じながら安心して暮らしていくことができる都市づくりが求められています。

これらの背景を踏まえ、暮らし、活力、環境の観点からの都市づくりを進め、県民が幸せで安心して暮らせる将来を展望できるよう、都市づくりの目標を次のように定めます。

都市づくりの目標
拠点と公共交通が紡ぎだす豊かで暮らしやすい都市を目指して



(2) 基本理念

① 広域・連携

都市と農山漁村[※]との調和を基調として、 都市間連携による広域的な都市づくりを展開します。

本県においても人口・産業が都市に集中する「都市化社会」から「都市型社会」への移行を前提として、都市計画の適用の枠組みを見直す必要が生じてきています。

既成市街地から郊外部へと多様な土地利用が行われているなかで、生活圏としてのつながりや自然環境保全等を考えながら各種法制度の位置付けを再検討し、広域的、一体的な都市整備を行うことが必要です。

また、福岡市・北九州市を中心とした都市圏を北部九州圏におけるアジア産業交流拠点[※]として位置付け、国際中枢機能の維持・強化および適切な市街地の誘導を図ります。また、県内第3の都市を有する筑後地域、両都市圏の活力を取り込める筑豊地域を含め、県内全域でネットワーク型[※]都市構造を形成し、活力の増進を図ります。

都市づくりの基本理念である「広域・連携」を実現するため、次のことに取り組みます。

都市および農山漁村と自然環境の調和を基調として、都市計画を広域的な観点から運用し適切な市街地形成の誘導を図ります。

本県においては、“都市部”と“農山漁村部”といった対立関係ではなく、地域の実状と将来像に対応しながら、都市計画区域、準都市計画区域、区域区分等の各種都市計画制度を適切に運用し、高密度市街地～一般市街地～既存集落地～田園地～自然地といった実際の土地利用構造を生かした都市形成を行っていきます。

福岡市・北九州市の国際中枢機能を高めながら、本県における新たな活力圏として期待される筑後地域や筑豊地域を含め県内全域でネットワーク型都市構造を形成し、都市の活力増進を図ります。

福岡市を中心とした都市圏は、経済、行政等の中枢機能の集積が進むとともに特定都市再生緊急整備地域[※]にも指定されています。また、アジアに向けた国際交流拠点としての機能を持ちつつあり、今後とも国際中枢機能の維持・強化および生活環境の整備を図っていきます。

北九州市を中心とした都市圏は、環境首都[※]としての環境や情報による新たな産業形成、国際的な物流拠点としての機能強化による都市再生が進んでおり、高い工業・技術集積を持った中心的な都市圏として、高度な産業情報基盤や国際物流機能の充実および生活環境の整備を図っていきます。

福岡市・北九州市の間に位置する筑豊地域は、両都市圏との連携軸の強化や新産業の展開、生活環境の整備を図っていきます。

県内第3の都市を有する筑後地域は、地場産業の振興や、観光や農産品など多様な地域の資源を生かした産業の展開、生活環境の整備により、田園都市圏の形成を図っていきます。

このような各地域での活力増進を図るため、広域交通網を構築し、個々の都市が自立しながら互いに交流・連携していく県土構造を形成していきます。

②個性・再生

都市の個性を生かしながら、活力の再生を図り、 新しい時代に適応する都市づくりを展開します。

都市の個性や文化遺産などの地域固有の資源を生かし、個性を伸ばす都市づくりを進めるとともに、選択性のある定住環境づくりや、交流を促し観光などにも寄与する各都市の魅力づくりが求められます。

本県の都市状況を見ると、福岡市・北九州市を中心とした都市圏等では、公共交通網の形成とあわせて一定の高密度市街地が形成され、市街地のまとまりがあると判断される一方、中小都市等においては人口減少、少子高齢化が進行するとともに、中心市街地の空洞化が進んでいます。

また、市街地内や周辺部での自然環境の保全が重要視されつつあり、これら都市の個性に対応した都市づくりが必要です。

都市づくりの基本理念である「個性・再生」を実現するため、次のことに取り組みます。

都市の個性や地域固有の資源を生かし、都市の質を高める都市づくりを進めます。

県内には太宰府、博多をはじめとして、藩政時代の門前町や商業地として形成された歴史的な都市や、北九州市など近代以降の国内産業をリードしてきた鉄鋼業都市、柳川市など地域資源を活かした観光都市など、個々に固有の風土、産業を有する都市が数多く分布しています。また、三方を海に囲まれ、山地、河川、平野などの自然や景観に恵まれており、9つの自然公園*が指定されています。

今後、都市間競争が増々厳しくなることが予想されるなか、都市の自立と連携を図るためには、これら地域固有の文化・歴史・自然・風土・景観・生活・産業・生産などを生かし、個性を伸ばすことが重要です。

中心市街地に活力があり、街なかで暮らしやすく、環境と調和した集約型の都市づくりを進めます。

都市への人口集中の沈静化および少子高齢化の進行が予想されるなか、各都市の規模や特性に応じて、独自の判断のもとに、環境保全への対応、防災性の向上、高齢社会への対応、地区コミュニティの維持等の観点から「集約型の都市づくり」に取り組む必要があります。

集約型の都市づくりに関するおおむねの方針を示すと以下のとおりです。

- ・多様な交通手段の確保と都市機能の相互補完のため、公共交通の維持・充実を図ります。
- ・拠点や集住促進を図る地区等を適切に見定めながら、都市機能、人口、投資などの集約や、魅力的な市街地空間づくりを図ります。
- ・低密度化が進行する地区においても生活の維持、空き地・空き家対策等の低密度化に伴う環境悪化対策を進めながら、土地の多面的な活用を図ります。
- ・これらの取組については、広域的な枠組みの中で連携・調整を図りながら進めていきます。
- ・集約型の都市づくりを進めることにより、郊外部での開発の抑制を図りつつ、自然的環境の積極的な保全・復元・創出を行いながら、環境と調和した都市づくりを進めます。

③安全・安心

災害被害の軽減、日常生活における安全が守られた、安全・安心の都市づくりを展開します。

頻発する大規模かつ多様な自然災害に対して、ハード整備による防災対策の限界も認識される中で、必要な防災対策のみならず、都市計画やまちづくりを通じた減災対策を進めることにより、ハード・ソフトを組み合わせた安全な都市づくりを図っていきます。

また、交通安全など日常生活における安全が確保されるとともに、人口減少による低密度化が進行する中での生活不安を和らげ、買い物や医療、移動など日常生活を営むための基本条件が備えられた安心な都市づくりを目指します。

都市づくりの基本理念である「安全・安心」を実現するため、次のことに取り組みます。

防災対策と都市計画、まちづくりを通じた減災対策による都市づくりを進めます。

平成23年3月に発生した東日本大震災、本県内にも甚大なる被害をもたらした平成24年7月の九州北部豪雨など、大規模災害の発生リスクが増加している中で、津波防災地域づくり法の制定や地域防災計画^{*}の改定が行われてきています。

県土を構成する4つの環境流域圏^{*}内の市町村連携の強化を通して、各種災害に対するハザード情報と都市計画に関する情報を併せて情報提供していくことにより、災害に対する居住のあり方を啓発し安全な場所への居住を誘導するとともに、必要に応じて環境流域圏ごとで居住を抑制する区域を設定することも検討していきます。

また、災害発生時における救援・救護に際しては地域コミュニティによる事前対策が特に重要です。地域における防災活動とまちづくり活動を相互に連動させるなど、地域コミュニティを維持・強化していく取組を進めていきます。

日常生活における安全・安心が守られた都市づくりを進めます。

社会経済情勢等の変化を踏まえ見直しを行った都市計画道路について、整備プログラムを明確にしながらか整備を進め、幹線道路における安全な交通環境づくりを図ります。また、通学路等身近な道路についても地域ごとの状況を見定めながら、適切・迅速な交通安全対策を進めていきます。

犯罪の防止や児童等の安全確保のため、防犯にも配慮した都市づくりを促進していきます。

低密度化が進行する地区においては、人口減少による防犯面も含めた生活環境の悪化が想定されることから、空き地・空き家発生に対する対策を図るとともに、郊外部などにおいては日常的なサービスが身近で享受できる既存集落の維持を図りながら、通勤・通学、買い物、通院といった日常生活のための移手段の確保など生活環境の急激な変化への対応を進めていきます。

④パートナーシップ

多様な主体の協働による都市づくりを展開します。

県と市町村が連携して広域的・一体的な都市計画の運用を図っていくために、広域的な視点も踏まえて集約型の都市づくりを進めていくための仕組みづくりの検討が必要となっています。

また、都市計画にかかわる情報公開を進めるとともに、都市計画決定の手続きにおける住民参加の機会を増やしていく必要があります。さらに、都市計画決定の手続きにおいて、新たな都市計画の提案や、現行都市計画の見直しに対しても柔軟に対応するための体制づくりが必要です。

都市づくりの基本理念である「パートナーシップ」を実現するため、次のことに取り組みます。

集約型の都市づくりを支援する都市計画運用の仕組みづくりを進めます。

市町村が定める都市計画に対しては、県が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」との整合性等、広域的な観点からの県の考え方を示し、市町村主体の都市計画運用を支援するとともに、都市計画の変更が都市構造へ及ぼす影響について評価する仕組みの構築を目指します。

情報公開を進めながら、都市計画における住民やNPO・ボランティア団体※、民間企業など多様な主体の参加の都市づくりを進めます。

都市計画に対する住民等の合意形成の円滑化や、都市計画の実現を確実なものとしていくために、住民等に対して都市計画に関する知識の普及や情報の提供に努めます。

また、住民等の主体的な参加によるまちづくりを進めるためには、都市計画に関する情報提供等とあわせて、まちづくり活動への支援、住民からの意見募集、ワークショップの開催などを積み重ねて、合意形成を図っていくことが重要です。市町村都市計画マスタープラン等の策定作業の中で、市町村が主体となってこのような住民参加の試みも進められてきています。

今後とも住民参加による都市づくりを推進していくために、市町村における執行体制の充実を支援するとともに、専門家を活用したまちづくりの支援についても更なる充実を図っていきます。

(3) 都市づくりの考え方

①都市づくりの基本的考え方

- 都市部における持続可能な社会を構築するうえでの種々の課題に的確に対応していくために、環境負荷が少なく、多様な世代が快適で魅力ある都市生活を身近な街なかで送ることができる「集約型の都市づくり」への転換をめざします。
- そのために、中心市街地や鉄道駅周辺等で既存の集積のある地区、もしくは新たな交通結節機能整備と連動したまちづくりが計画される地区を拠点として位置付け、土地の有効利用や魅力的な市街地空間づくりを促進し、多様な機能を備えた市街地の形成を図ります。
- あわせて、拠点間を結び都市の連携を促進させる軸（以下「公共交通軸[※]」という。）を新たに設定し、拠点とあわせ沿線の一部にも機能を集約させることにより、公共交通の維持・充実を図り、多様な交通手段の確保と都市機能の相互補完を図ります。
- 市街地内外において、緑地や農地、自然地等の保全・復元・創出を図ることにより、市街地と自然環境が調和・共存するメリハリのある土地利用の形成を図ります。

②集約型の都市づくりへの転換

本県の都市の状況を見ると、北九州・福岡両市などを中心とした都市圏では、公共交通網の形成とあわせて一定の高密度な市街地が形成され、ある程度市街地がまとまっているものの、少子化による人口減少などにより、人口の集中にも変化が生じてきています。

一方、中小都市等においても人口減少、少子高齢化が進行するとともに、拡散型の都市構造による中心市街地の空洞化が進んでいます。

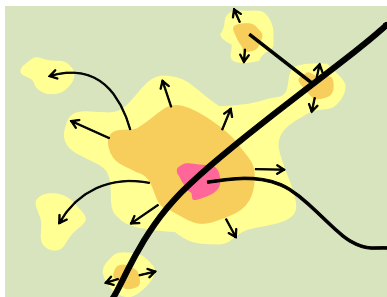
このような人口動向も踏まえ、これまでの拡散型の都市構造から、都市や拠点となる市街地の連携に必要な公共交通軸により、拠点や同軸沿線の一部への都市機能の配置を進め、便利な場所で暮らせる質の高い「集約型の都市づくり」への転換をめざします。

[時間軸]

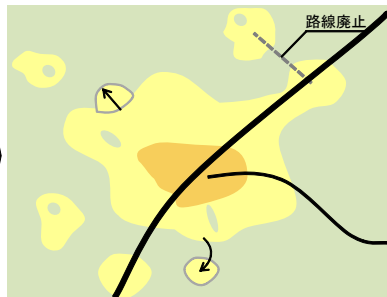
人口減少局面へ

- ◆人口増加
- ◆市街地の拡大圧力が高い

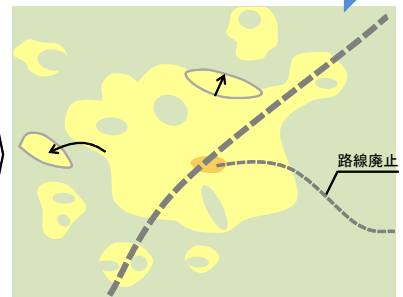
- ◆人口減少、高齢化に伴う人口減少
- ◆人口減少により市街地の低密度化が進行



○人口増加に伴う都市化圧力により、市街地の拡大、郊外の大規模開発等が飛躍的に進行。



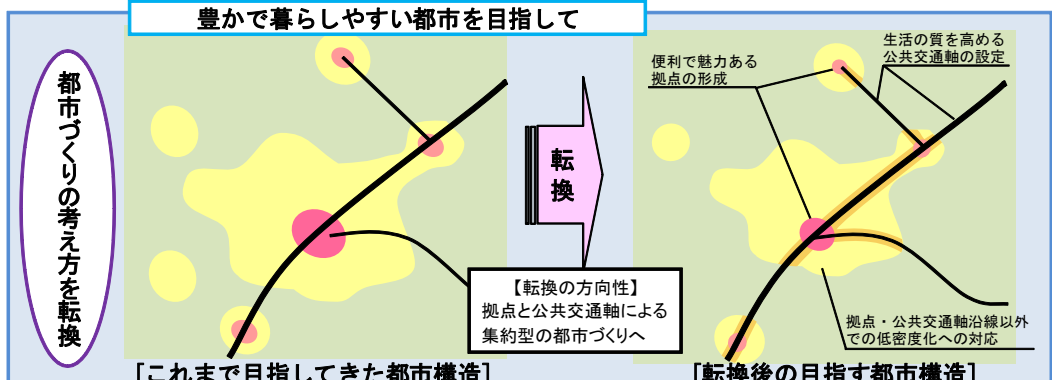
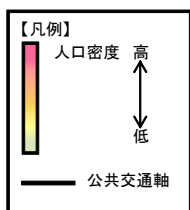
○中心市街地の活力が低下。既成市街地における少子高齢化等による低密度化、空洞化が発生。市街地縁辺部、郊外への部分的拡散が進行。



○中心市街地の機能の更なる低下。人口減少に伴う既成市街地の低密度化、空洞化が進行する一方で、都市の部分的拡散も更に進行。

計画的に誘導

豊かで暮らしやすい都市を目指して



③集約型の都市づくりに向けた段階的土地利用のあり方

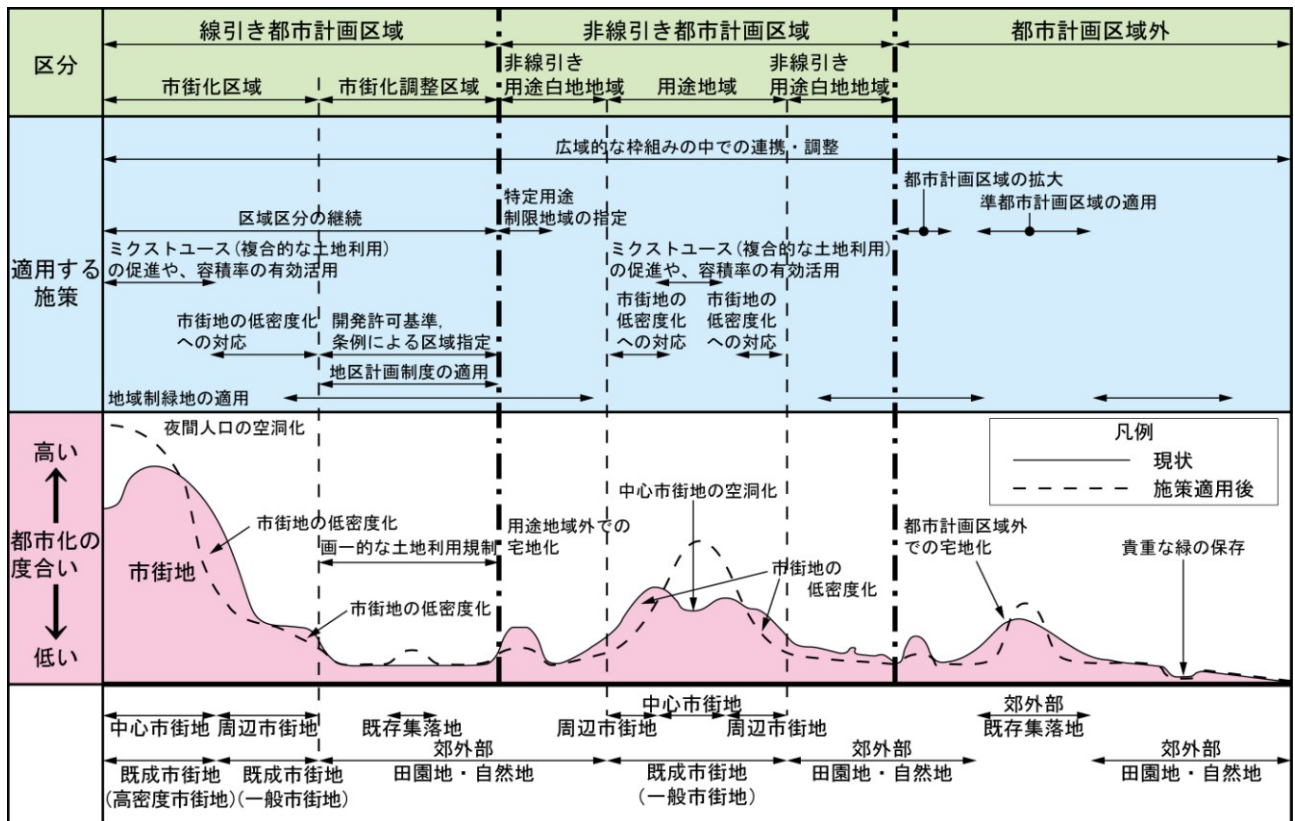
集約型の都市づくりのため、既成市街地において土地の有効利用、魅力的な市街地空間づくりやミクストユース[※]の促進を図ります。また、周辺部においては開発許可[※]制度や地区計画の活用などにより、地域の実情に応じた施策運用による“市街地と田園、自然環境と調和のとれた土地利用の形成”を進めていきます。

これまでの土地利用に関する都市計画制度は、規制内容や区域指定等について画一的な傾向がありました。このため、“非線引き用途白地地域”や“都市計画区域外”といった土地利用規制の弱い区域では、都市計画上望ましくない開発がなされるといった問題が発生していました。

しかし、平成12年5月の都市計画法改正により、区域区分の適用が選択制となったことに加えて、準都市計画区域や特定用途制限地域[※]などの新たなメニューが追加されたことにより、地域の実情にあった、よりきめ細かな都市計画制度の運用ができるようになりました。

従来は、「都市」と「農山漁村・自然」という二極的なとらえ方が行われていた土地利用についても、今後は、都市と農山漁村との調和を基調として考えていきます。

具体的には、地域の実情と将来像を把握し、各種法制度を適切に運用しながら、高密度市街地～一般市街地～既存集落地～田園地～自然地と、段階的に行われる土地利用を図ります。



■現在の土地利用に対する施策適用イメージ

④都市圏の状況に応じた集約型の都市づくり

ア 中枢機能をもつ核となる都市が存在する都市圏

広域的な中枢機能をもつ、核となる都市が存在する都市圏では、人口などの集中に変化が見えはじめていることや、自然環境保全や環境に与える負荷の軽減等を総合的に判断すると、必要となる都市機能や居住機能*を適切に配置、質の高い都市づくりを進める必要があります。

〔広域的視点に基づいた都市づくり〕

- ・生活圏の実態的な広がりや、人口減少なども考慮しつつ、広域的かつ持続可能な視点に基づいた都市づくり（市街地の集約や交通網構築、緑地の保全など）を進めていきます。

〔中心市街地や交通結節点*周辺等を中心とした複数の拠点の形成とメリハリのある市街地の形成〕

市街地の形成

- ・中心市街地や鉄道駅周辺など都市機能の集積がある複数の地区を拠点として位置付け、公共交通軸沿線の一部も含め、多様な機能の集約を進めていきます。
- ・拠点においては大規模な事業用地の確保が困難な面もあることから、公共交通でも車でも利用可能な場所への集客施設の立地も誘導していきます。

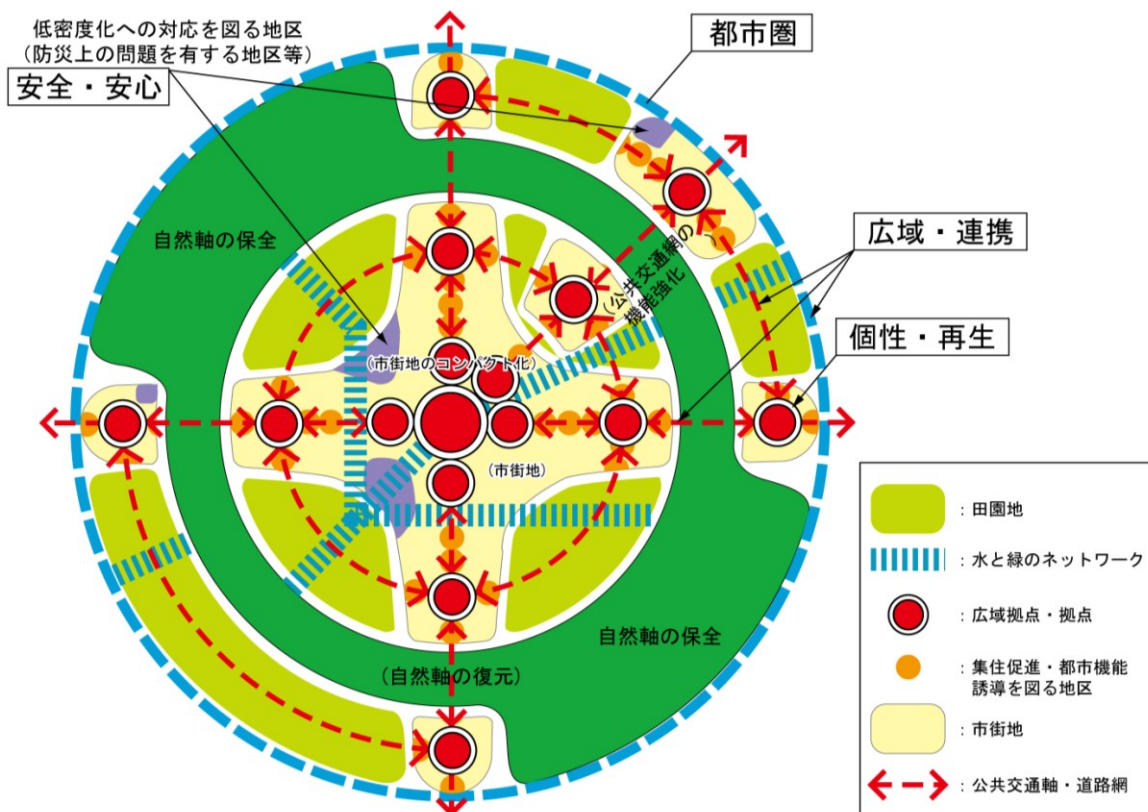
〔拠点間ネットワークの形成〕

- ・公共交通軸や道路網により、人や物の交流や都市機能の相互補完など、拠点間の連携を促進します。

〔市街地の低密度化への対応〕

- ・人口減少下においては厳しい財政運用が迫られるとともに、多くの公共施設が今後更新期を迎えようとしており、従来と同等の公的サービスの提供を続けていくことが困難となる場合も想定されます。このため、計画的な拠点及び公共交通軸設定、公共施設のマネジメントと併せ、低密度化が進行する地区の多面的な活用を図ります。

〔目指していく都市構造：中枢となる都市を生かした都市構造〕



イ 中小都市等により構成された都市圏

中小都市等により構成された都市圏では、都市の機能集積や中心性がさほど高くなく、郊外部において農地や緑地の消失を招く住宅団地等のスプロールの開発やミニ開発、大型小売店舗の進出等に伴う中心市街地の空洞化が進行しており、拡散型の都市構造が形成されています。これらの都市圏においては、様々な都市問題を解決し、多様な世代が暮らしやすく、かつ環境負荷の少ない都市構造を形成していく必要があります。

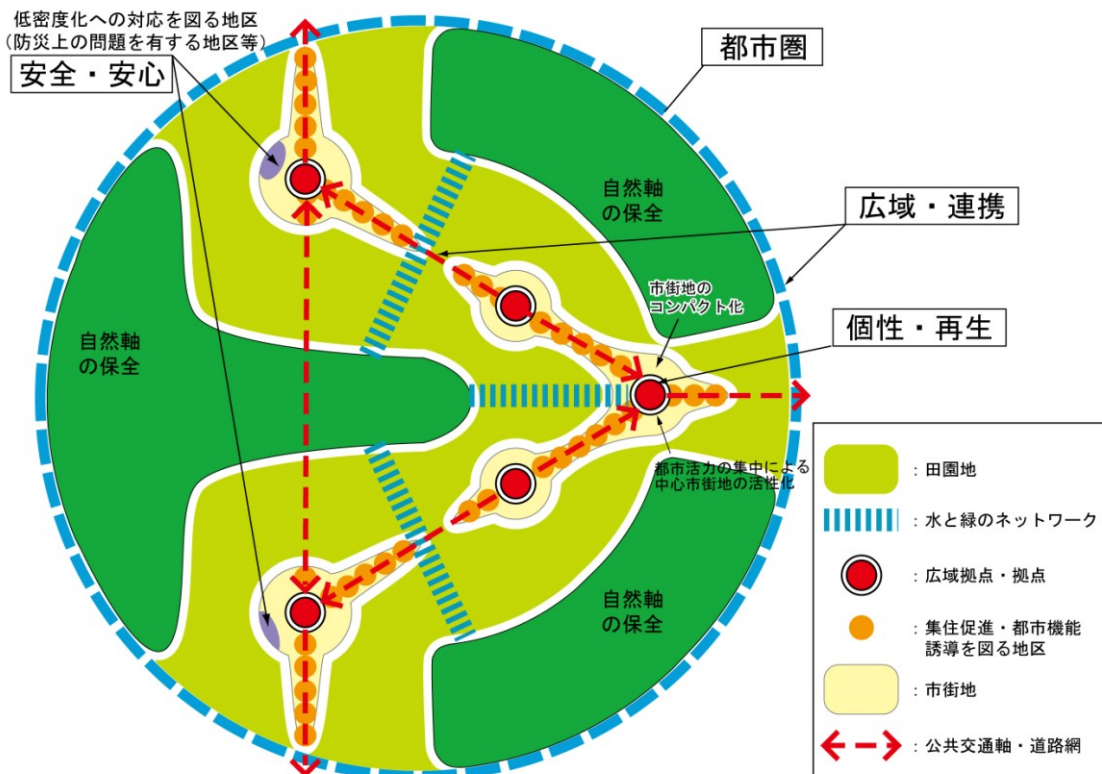
〔市街地拡散*を抑制し、環境と調和した活力ある都市構造への転換〕

- ・市街地周辺での無秩序なスプロールの開発やミニ開発、大規模集客施設の進出等を抑えることにより、市街地が必要以上に拡散することを抑制します。
- ・中心市街地部や駅周辺を拠点と位置付け、公共交通軸沿線の一部も含めた土地の有効利用やミクストユースの促進等を進めることにより、公共交通需要を集中させ、市街地の活性化（都心居住、職住近接*、産業の活性化、多様な世代によるコミュニティ形成）と公共交通の維持・充実を図ります。
- ・防災機能、レクリエーション機能等を有する田園地や自然地を保全し、環境と調和した都市構造への転換を図ります。

〔都市機能の相互補完のための公共交通軸・道路網の形成〕

- ・中小都市等においては、一つの都市で必要とされるすべての機能やサービスを提供していくには限界があるため、生活圏としてつながりをもった地域の複数の都市が連携し、都市機能の一部を分担しあう、より広域的な都市圏の形成を図ります。
- ・公共交通軸や道路網により、より広い地域内における都市間の交流・連携の活性化と不足する都市機能の相互補完を図ります。

〔目指していく都市構造：都市間の連携に基づく都市構造〕



⑤集約型の都市づくり実現へ向けた取組のあり方

都市整備の基本的考え方である集約型の都市づくりは、行政が住民や企業に過度な規制を行うものではなく、住民活動や経済活動における選択性を確保したなかで、時間をかけてその自由な選択の結果として実現されることが必要であり、住民や企業が主体となることが重要です。このため、行政としては、個性的で利便性が高く、活力にあふれる市街地の形成や、効率的な交通網形成、環境との調和を行うための総合的な施策を展開していきます。

【良質な市街地の形成】

これまでの拡散型の市街地形成を脱却し、良質な市街地形成を進めていきます。

中心市街地においては土地の有効・高度利用^{*}やミクストユースによる良質化を促進することにより、“街なかに住みたい人が住むことができる”環境の形成による居住選択性の向上や、高齢者や子育て世帯も含めた多様な世代によるコミュニティ形成を行い、街なかの再生を図ります。

また、周辺市街地においては、良好な低層住環境の形成・保全を図るとともに、幹線道路沿道部における適正な土地利用の促進、貴重な地域資源（地域の宝物）の保存などにより、いつまでも住み続けたいと思える魅力的な市街地形成を進めていきます。

そのための具体的な方策としては、以下のようなものがあげられます。

- ・市街地の拡散の防止
（線引き制度、郊外部における建築形態規制の見直し、準都市計画区域など）
- ・市街地の低密度化への対応
（自然的環境への回帰、低密度化が進行する地区の多面的な活用など）
- ・拠点における土地の有効・高度利用の促進
（土地区画整理事業・市街地開発事業等の適用と事業実施に向けた民間活力の活用、密集市街地^{*}における柔軟な手法適用による環境改善、建物形態規制の柔軟な運用（高度利用地区等の指定、誘導容積制度^{*}の適用）など）
- ・土地のミクストユースの促進
（用途地域や地区計画の柔軟な運用、ミクストユースを促進させる公益施設整備、都心居住の推進など）
- ・居住環境、生産環境の維持保全（地域地区^{*}、地区計画、建築協定^{*}など）
- ・安全、安心な環境整備
（市街地や周辺部における防災対策の推進、犯罪に強いまちづくりなど）
- ・美しいまちづくりの推進
（地域の歴史、文化、生活、産業を生かした景観形成、地域資源をまちづくりのための文化財として保存・活用するなど）

など

【歩行者・自転車・公共交通主体の都市づくり】

拠点における良質な市街地形成による職住近接や複合的な土地利用の促進とあわせて、拠点と連携した公共交通軸による歩行者・自転車での移動が容易な都市づくりを進めていきます。

出発地（自宅など）と目的地（勤め先や学校、商業施設、病院など）の近接による移動の短縮化や公共交通の利用促進により、学生、高齢者、障害者等にとって移動手段が確保された都市づくりを進めていきます。

また、公共交通軸沿線に人が集まることにより、局所的な渋滞の発生への対応や歩行者や自転車のための空間形成が求められる場合には、道路整備や歩道整備、公共交通円滑化方策など、新たな基盤整備も必要となります。

そのための具体的な方策としては、以下のようなものがあげられます。

- ・公共交通の維持・充実
- ・公共交通結節点の整備・機能強化（駅前広場や、バスターミナルの整備など）
- ・公共交通結節点周辺の施設整備（公共サービス施設や託児施設整備の推進など）
- ・ユニバーサルデザインに配慮した施設整備の推進

（新規に整備する施設のユニバーサルデザインへの配慮、歩道等既存施設のバリアフリー化など）

など

[環境と調和した都市づくり]

公共交通に着目した都市づくりを進めることで、自動車利用からの転換を促進するとともに、多様なエネルギーを無駄なく最大限効率的に利用する新たなエネルギー社会の実現に向けた取組を進めることにより、環境負荷の軽減を図ります。

また、無秩序な市街地の拡散を防ぐとともに、市街地内に残る農地や自然環境の消失の抑制、緑地の創造などにより、身近で豊かな農地・自然環境の保全や調和を図っていきます。

さらに、農地や自然環境を支える農林漁業環境の維持や、人口減少に伴い今後増加すると思われる郊外部の低未利用地については、農地や緑地への再生についても考える必要があります。

災害に関わる危険性や地形等の条件、地域における基盤整備状況などにより低密度化が想定される地区においては、その対応を進めていきます。

そのための具体的な方策としては、以下のようなものがあげられます。

- ・市街地の拡散の防止(再掲)
（線引き制度、郊外における建築形態規制の見直し、準都市計画区域など）
- ・市街地の低密度化への対応(再掲)
（自然的環境への回帰、低密度化が進行する地区の多面的な活用など）
- ・市街地内の農地、緑地の保全・復元・創出
（生産緑地地区^{*}や緑地保全^{*}地区の指定、都市施設（公園）としての整備など）
- ・水、緑、海岸線、風致地区^{*}の骨格軸形成
（自然が豊かで快適な美しい河川空間の形成やため池の保全、道路の緑化や緑道の整備、自然海岸線の保全など）
- ・農地や自然環境を支える農林漁業環境の維持
（集落地区計画制度^{*}の適用、集落内の基盤施設^{*}整備、農業集落排水事業^{*}の推進など）
- ・分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギー、コージェネレーション^{*}など）の普及促進、建築物の省エネ改修の促進、水素エネルギー^{*}の利活用拡大、廃棄物エネルギー・廃熱利用の拡大

など

(4) 都市づくりの進め方

現在までの拡散型の都市構造においては、都市活力の維持や高齢化への対応、環境の保全などの多くの課題があり、その解決には長い期間が必要であると考えられます。

しかしながら、これらの課題に対応し、目標を実現していくためには集約型の都市づくりが不可欠と考えられます。

このため、本県ではその目標実現に向けた以下のような施策を展開することで着実な一歩を踏み出していきます。

①将来都市像の明確化

集約型の都市づくりを実現していくためには、地域の特性を踏まえたうえで、都市および都市圏の将来像を明確にしながら都市づくりに取り組んでいく必要があります。

②総合的な施策の展開

集約型の都市づくりを進めていくとともに田園や自然環境を保全し、緑あふれる都市づくりを進めるためには、都市計画だけでなく農林水産業、環境など、幅広い視点で総合的に取り組むことが不可欠です。また、市街地の良質化を図り、個性を生かして活力を生み出していくためには、商工業や地域づくりの視点からの取組も必要です。

また、本県においては美しいまちづくり、福祉のまちづくりといった視点でのまちづくりも推進しています。

今後は幅広い視点での都市づくりが必要であり、各分野を超えた総合的かつ戦略的な施策展開を進めていきます。

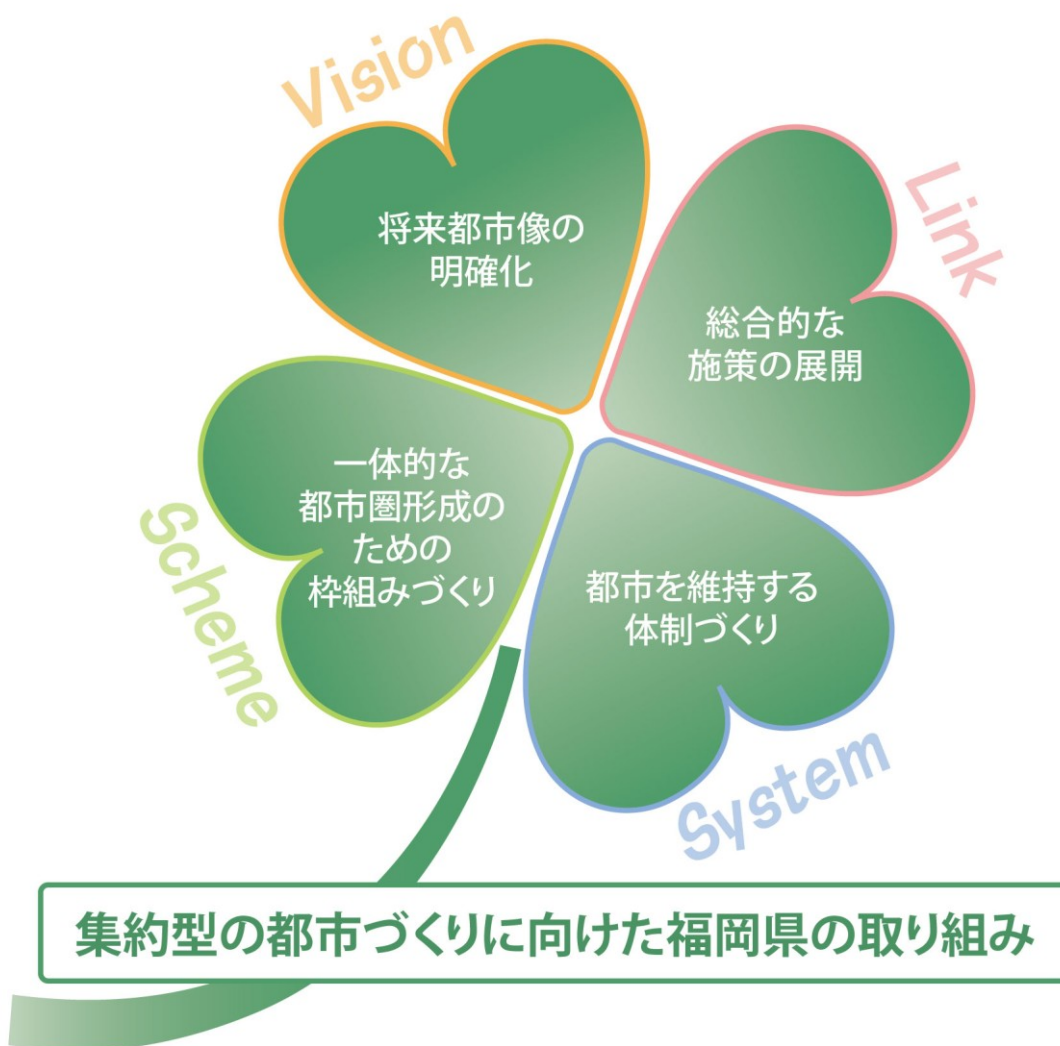
③一体的な都市圏形成のための枠組みづくり

都市における生活や産業といった様々な活動は、1つの市町村内のみならず様々な都市との連携により行われています。都市における様々な活動を支える都市機能を維持するためには一定の人口規模が必要ですが、人口減少により都市機能を維持することが出来ない都市の発生も見込まれます。このため、都市機能へのアクセス性を維持することにより、都市圏の持続性を確保していくことが必要です。

また、都市圏の広がりの中における集約型の都市づくりの実現に向けて、都市構造を技術的に評価し管理していくことも重要です。そのため、多様な主体の参加による一体的な都市圏づくりに向けた枠組みづくりを進めていきます。

④都市を維持する体制づくり

集約型の都市づくりは、良質な市街地が形成され、市街地間の連携が図られた時点で完成するのではなく、その都市構造を維持していくことも考えていかなければなりません。市街地や集落、公園や農地、自然地の魅力を創出し、安全で安心して暮らせることができる都市を維持しつづけることが重要です。そのためには、公的機関による取組に加え、住民や企業の地域活動による植栽管理や清掃、迷惑駐車への対応、イベントの開催、広報活動などの地域づくり活動も重要であることから、その推進方策についての検討を進めていきます。



2-2 都市圏構造

(1) 広域的・重層的な圏域の考え方

①広域的・重層的な圏域構造

交通基盤整備やモータリゼーションの進展により、県民の通勤などの生活行動が広域化しており、都市における生活や産業といった様々な活動は、1つの市町村内のみに留まらず様々な都市との連携により行われています。

人口減少が進む小都市においては、都市機能の相互補完など、連携がより重要になることから、広域的な枠組みを定めながら、連携を行っていくための仕組みづくりを進めていく必要があります。

なお、高次の中核機能をもつ都市を中心とした交流の圏域は、境界が明確なものではなく、人の流動や社会的なつながりの一部が重複するようなかたちのもとなっており、本県の圏域構造の実態を把握するには、広域的・重層的にとらえることが必要です。

②圏域構造のとらえ方

本県の圏域構造の実態を踏まえて、「都市圏」により県全域をとらえます。

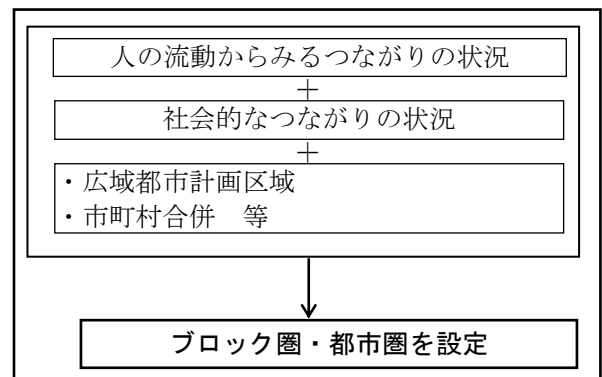
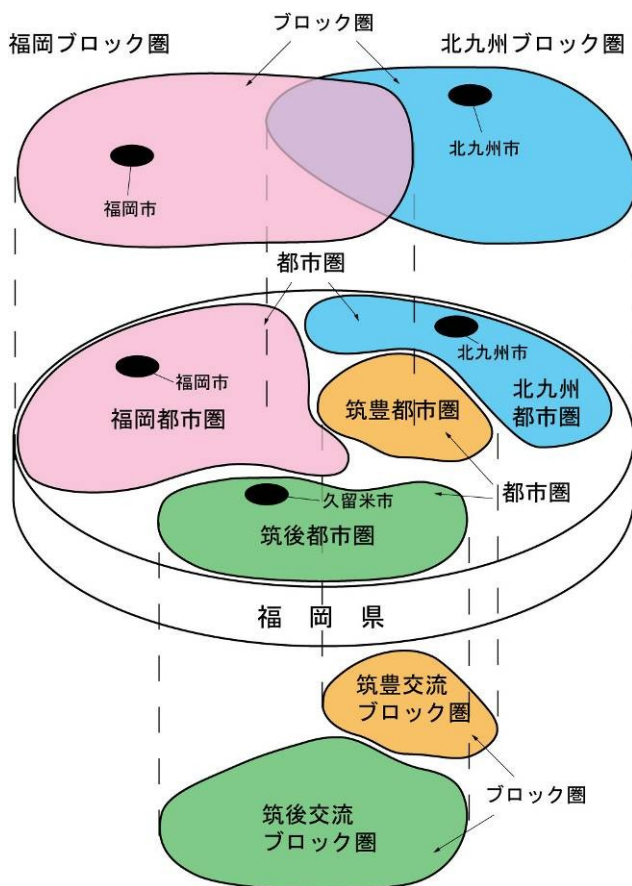
■4つの「ブロック圏」

政令指定都市を中心とした広域的な交流を図る圏域として「福岡ブロック圏」、「北九州ブロック圏」の2つと、独自性を持ちつつ他都市との広域的交流を図る圏域として「筑豊交流ブロック圏」、「筑後交流ブロック圏」の2つを「ブロック圏」と位置付けます。

これら、4つの「ブロック圏」は、境界が明確なものではなく、人の流動や社会的なつながりの一部が重複するようなかたちでとらえられます。

■4つの「都市圏」

政令指定都市、中核市を中心とした広域的な交流を図る圏域として4つのブロック圏を基本としつつ、都市計画の運用を念頭に置き、境界部を明確化させた圏域として、「福岡都市圏」、「北九州都市圏」、「筑豊都市圏」、「筑後都市圏」の4つを「都市圏」と位置付けます。



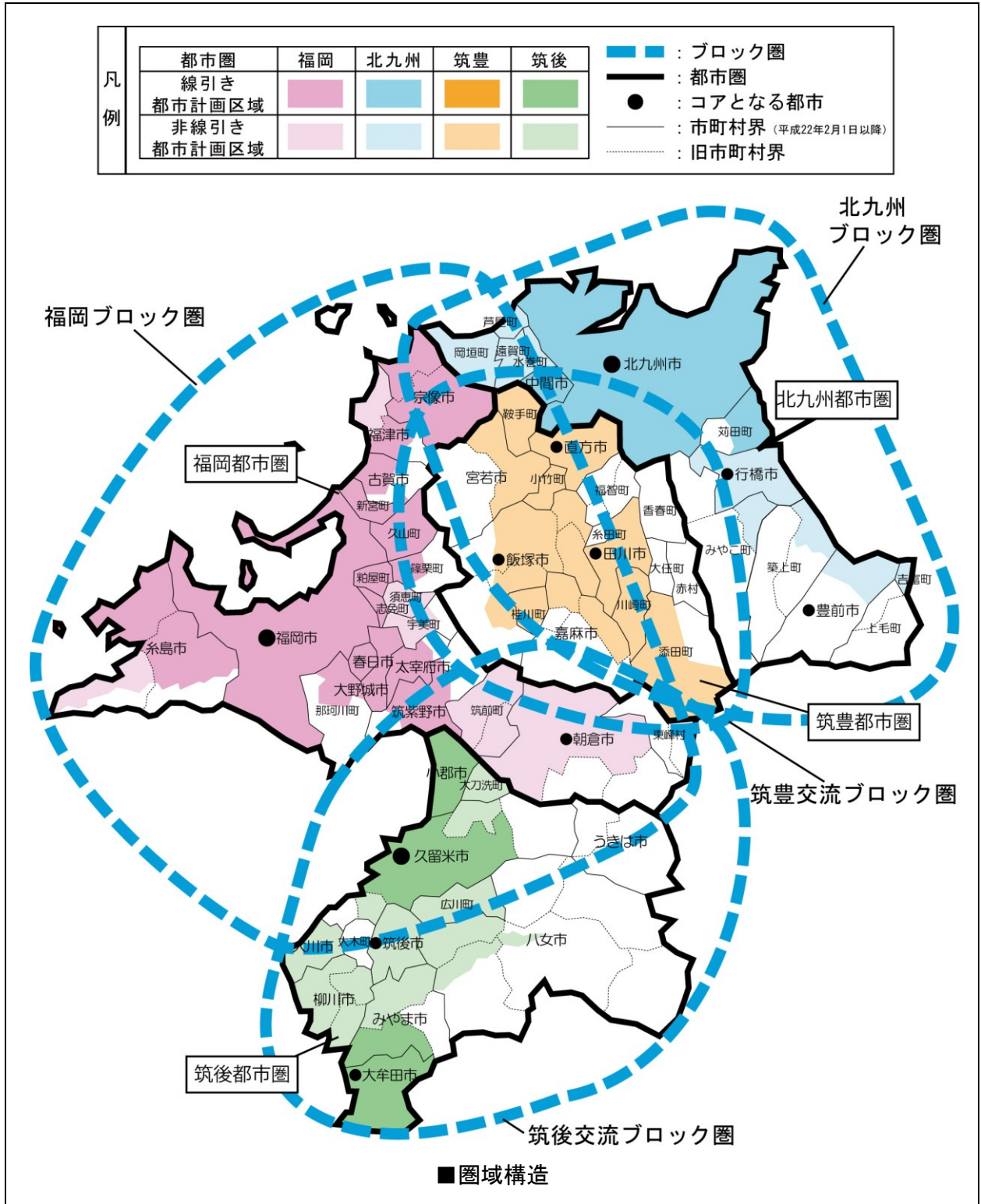
〈基本的な圏域のとらえ方〉

| | |
|-------|---|
| ブロック圏 | 広域的・重層的な交流の圏域 |
| 都市圏 | ブロック圏を基本としつつ、都市計画の運用を念頭に置き、境界部を明確化させた圏域 |

■圏域構造のとらえ方

③圏域構造

4つのブロック圏と4つの都市圏でとらえた圏域構造は、下図のとおりです。



(2) 都市づくりと保全の基本的考え方

今後20年間を見すえ、都市づくりの基本理念である「広域・連携」、「個性・再生」、「安全・安心」、「パートナーシップ」を、都市づくりの空間概念として整理すると、「都市の質的向上のための都市間の交流と連携を促進するネットワークの形成」と「自然環境を保全・創造し、都市と農山漁村が調和する環境流域圏の形成」の2つになります。

都市の質的向上のための都市間の交流と連携を促進するネットワークの形成

- 県内の都市活力を維持していくために、
- 福岡、北九州、筑豊、筑後の4つの都市圏を設定し、
- 広域交通網に対応する9つの都市連携軸を形成することによる相互の連携を図ります。

自然環境を保全・創造し、都市と農山漁村が調和する環境流域圏の形成

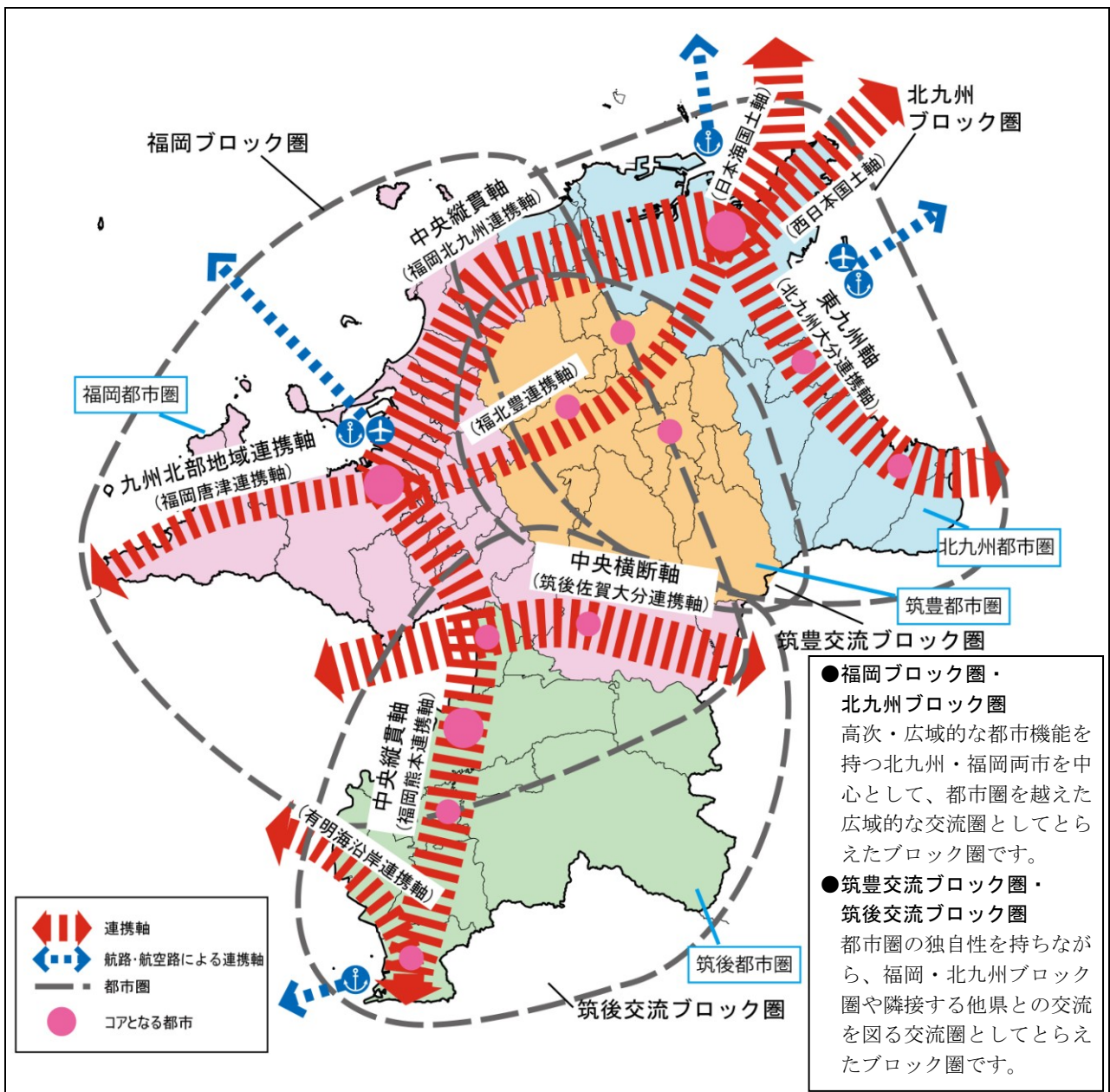
- 山地や海岸の自然軸で区切られる流域圏を基本に、
- 4つの環境流域圏として設定し、
- 圏域内の一体的、調和的な自然環境保全や環境と調和した都市づくりを進めます。

①都市圏の交流・連携の枠組み

都市の質的向上のための都市間の交流と連携を促進するネットワークの形成

広域交通・情報基盤で構成される9つの連携軸*の整備・強化により、都市相互の結びつきを強め、交流や機能連携を促進するとともに、一体性の強化を図ります。

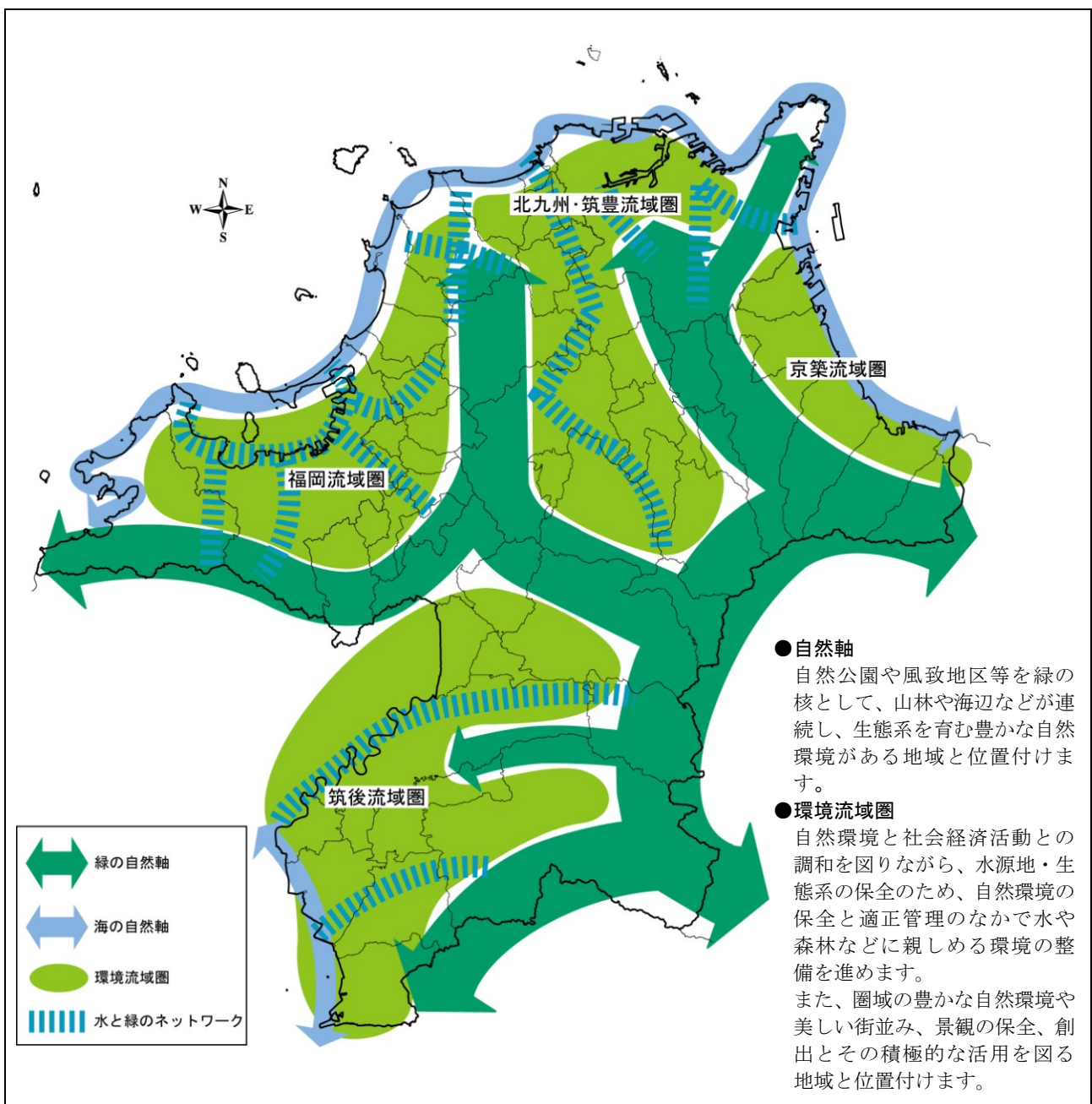
そして、これらにより、国際中枢機能や産業・経済・文化等の高次都市機能をもつ都市ネットワークを構築し、県内各都市の活力を増進させ、学術研究・文化などの情報発信や多様な人々の知的交流などが行われる、アジアの交流拠点の形成を図ります。



②自然環境と都市との調和の枠組み

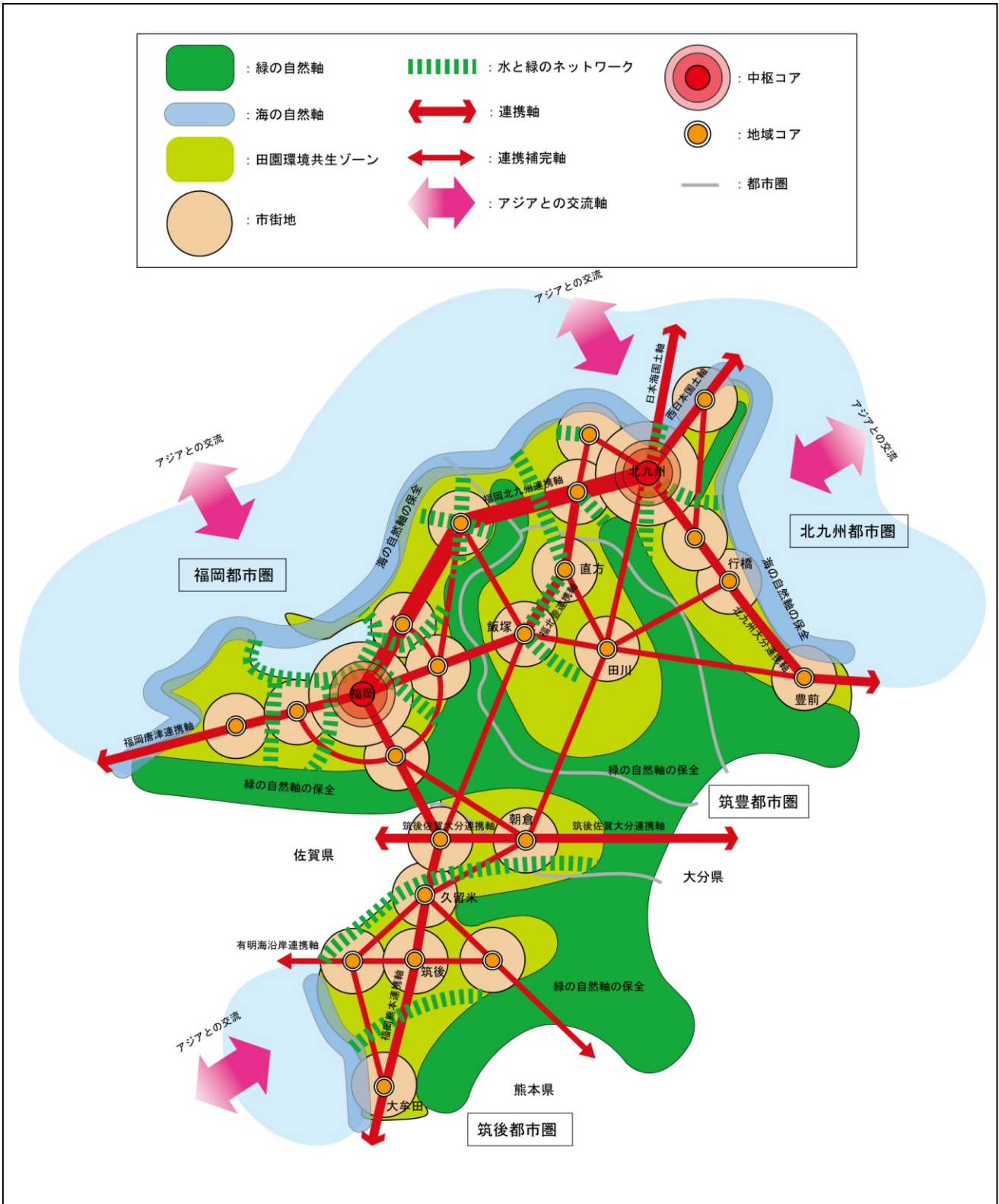
自然環境を保全・創造し、都市と農山漁村が調和する環境流域圏の形成

県土の背骨となる山地の自然軸および海辺の自然軸を、本県の豊かな自然環境ベルトとして保全します。また、これらの自然軸で区分され、福岡県生物多様性戦略における流域圏に基づいて4つの環境流域圏を設定します。この圏域ごとに自然とのつながりや圏域の個性を重視して、水と緑のネットワーク*や循環型都市*の形成を推進して地球規模の環境問題への対応を図るとともに、上流域と下流域が一体となった防災性の向上、流域でのまちづくり*を行っていきます。



③ 全域での圏域構造

「都市圏の交流・連携の枠組み」と「自然環境と都市との調和の枠組み」を重ね合わせながら、都市計画法の枠組みや拠点、住民の連携軸を加えた県全域の圏域構造図は以下のようになります。



■ 全域での圏域構造図

(3) 都市圏別の都市構造

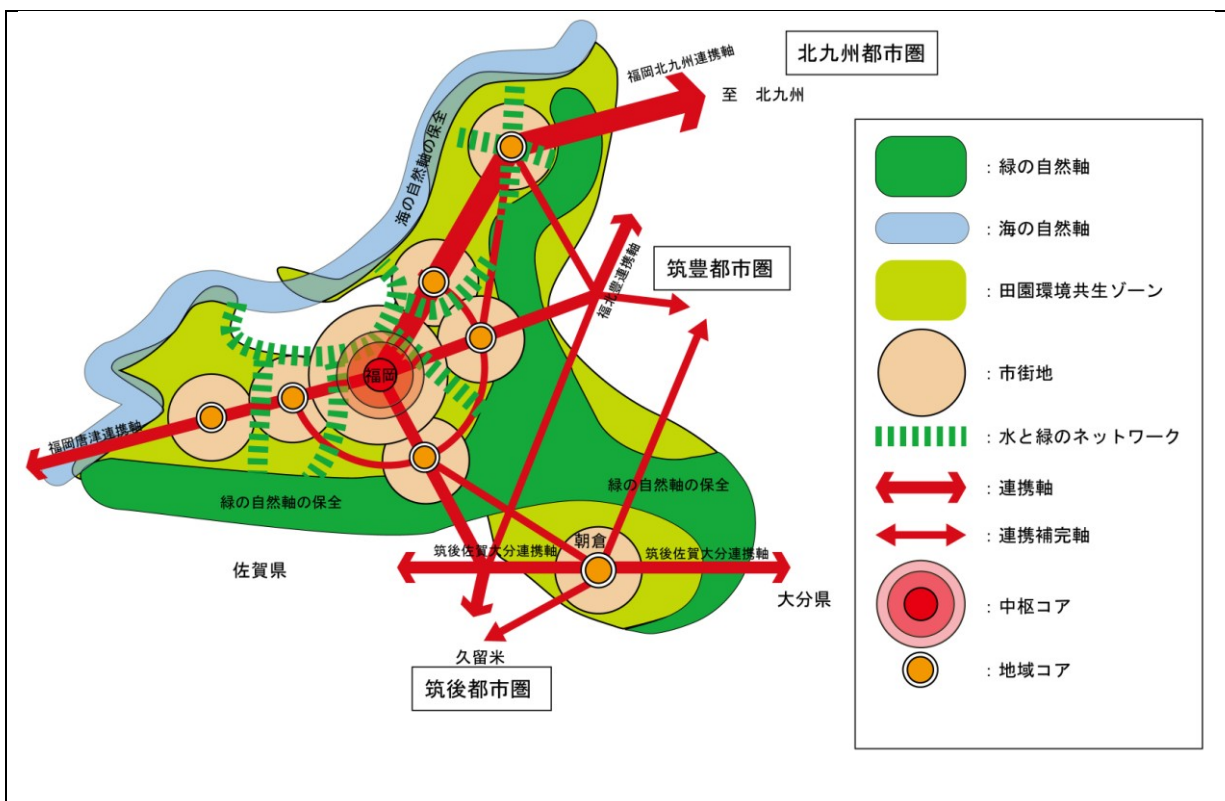
①福岡都市圏

福岡市を中心とする多心ネットワーク型都市構造の形成により、
国際中枢都市圏をめざす
福岡都市圏

福岡市中心部の中枢コア※からの連携だけではなく、地域コア※間を放射環状型の連携軸でネットワークします。

また、国際交流・物流機能の強化、学術研究機能の集積などを通じて、北九州都市圏と連携しながら国際中枢都市圏の形成をめざします。

本圏域においては、鉄道およびバスにより高い公共交通サービスが提供されており、サービスの維持・充実によるコア間の更なる連携強化を進めていきます。



■都市圏構造図（福岡都市圏）

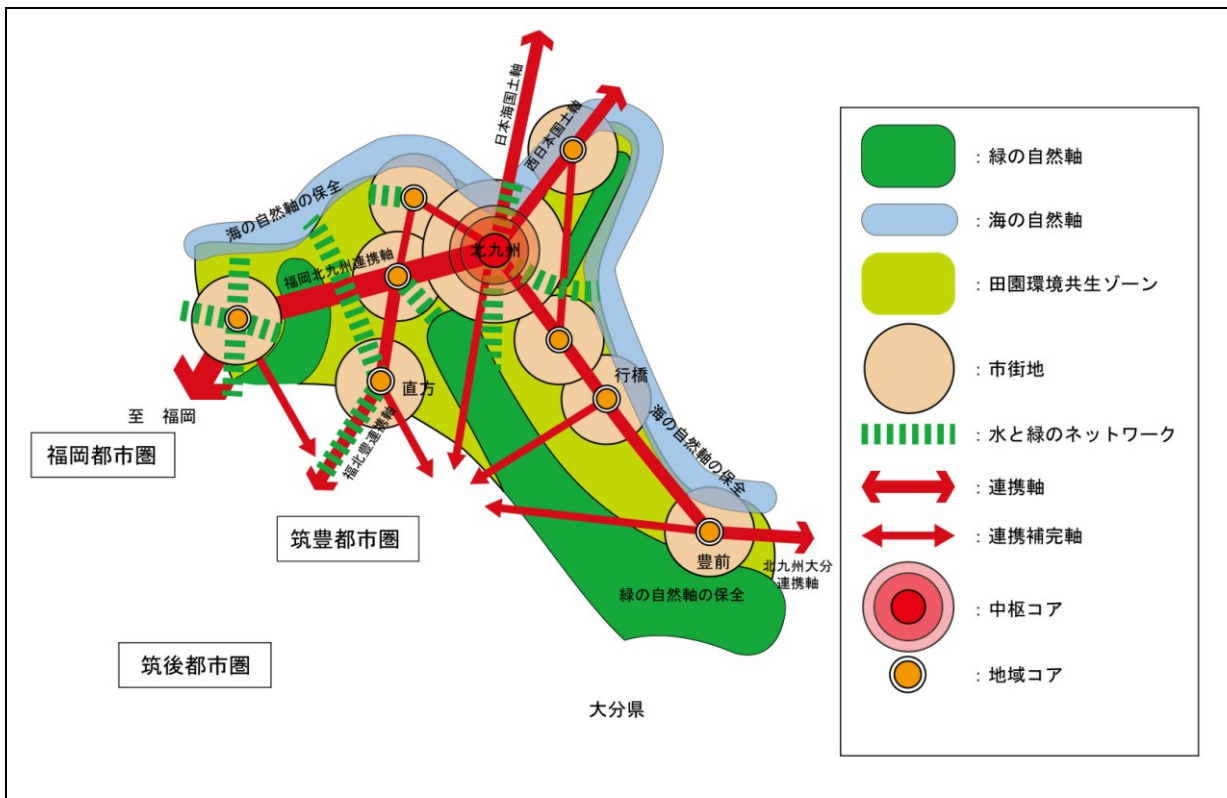
②北九州都市圏

北九州市を中心とする多心ネットワーク型都市構造の形成により、
国際的な技術集積都市圏をめざす
北九州都市圏

政令指定都市間の連携を図る福岡北九州連携軸、本州に至る国土軸、周防灘沿線都市を連帯し大分県に至る北九州大分連携軸を骨格とし、地域コア間を連携軸でネットワークします。

また、高度な産業技術・環境技術の集積や物流機能をさらに高め、多様な産業を展開して、国際的な学術・技術交流機能の強化など、福岡都市圏と連携しながら、国際的な技術集積都市圏の形成をめざします。

福岡北九州連携軸および北九州大分連携軸においては鉄道を主体とした比較的高い公共交通サービスが提供されており、サービスの維持・充実によるコア間の更なる連携強化を進めていきます。



■都市圏構造図（北九州都市圏）

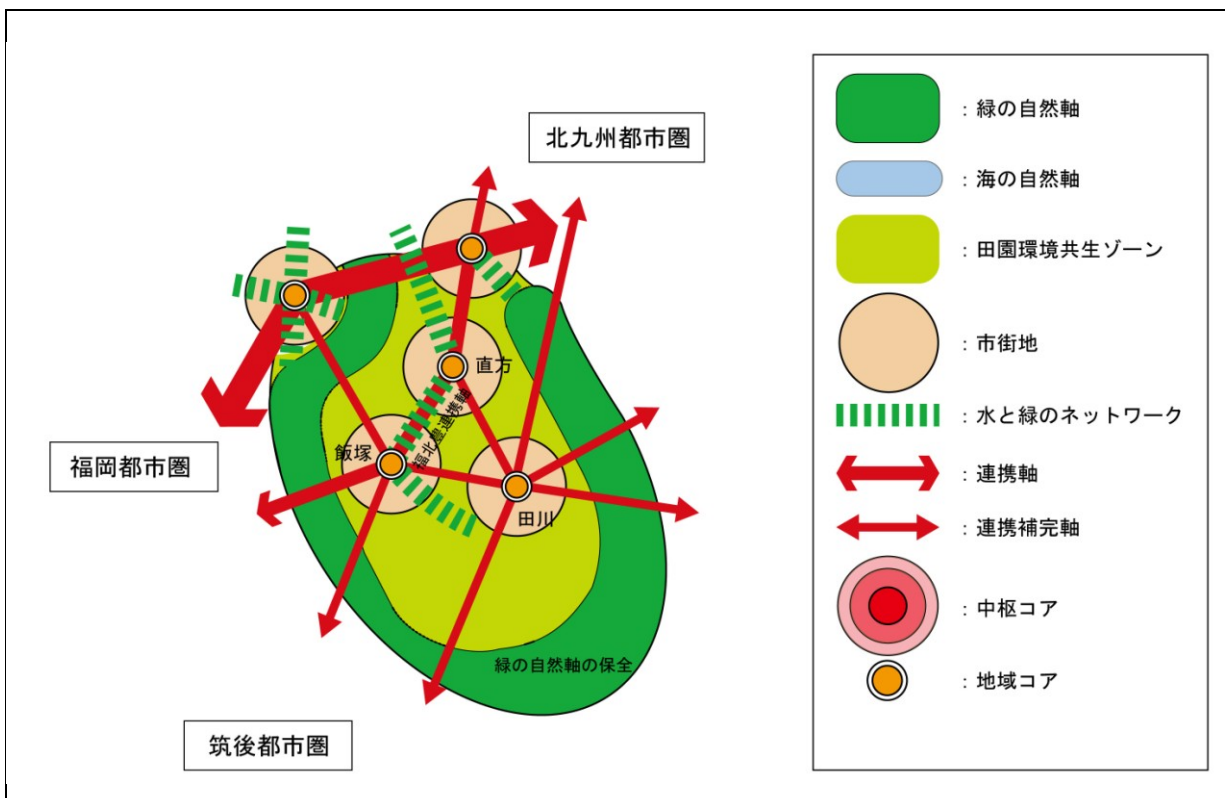
③筑豊都市圏

県土の中央部に位置する優位性を生かした新産業の展開と 流域文化圏の形成をめざす 筑豊都市圏

県土の中央部に位置する優位性、福岡・北九州両都市圏への近接性を生かし、地域コア間をネットワークすることにより、多様な交流連携を促進する流域文化圏の形成をめざします。

そのため、両都市圏との連携軸の強化や居住環境等の基盤整備および新産業の展開などを通じて、地域色を生かした都市圏の形成をめざします。

さらに、公共交通サービスの低下も懸念されることから、サービスの維持・充実を図りながら、交流強化を進めていきます。



■都市圏構造図（筑豊都市圏）

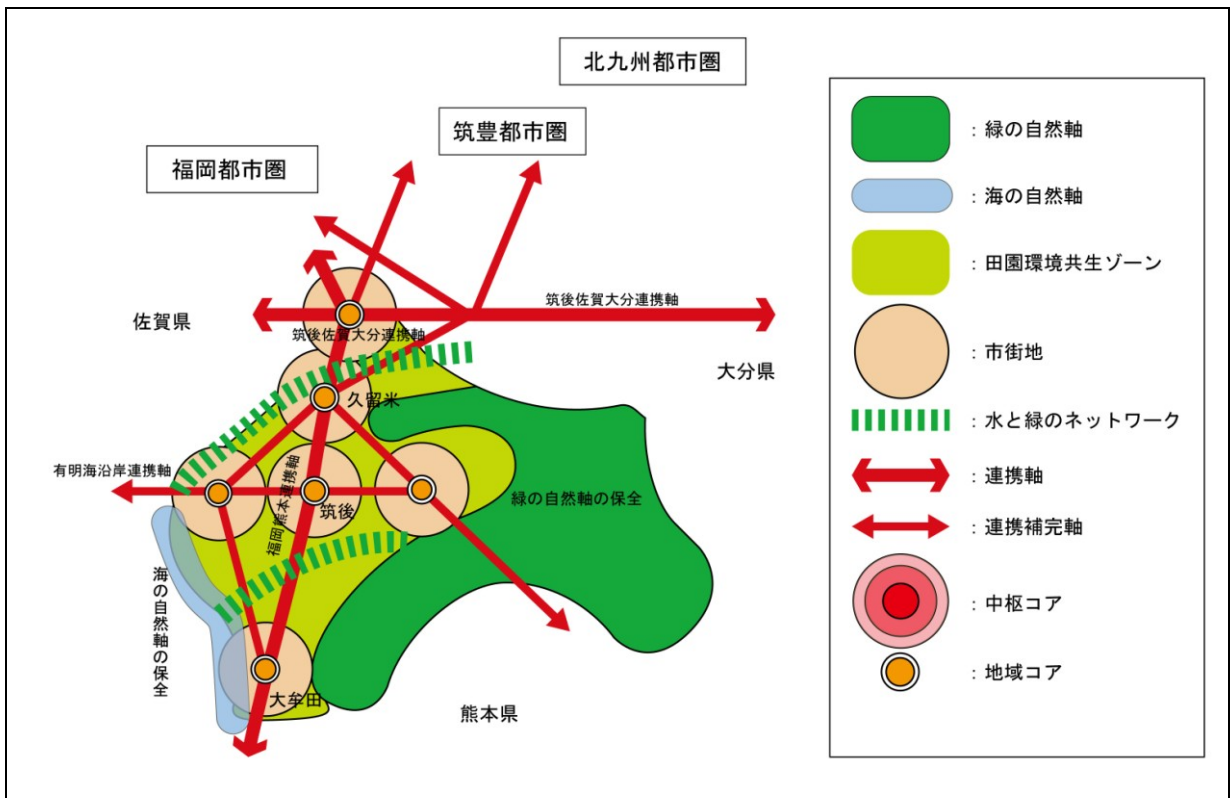
④筑後都市圏

地域色を生かした文化と産業を育む 田園都市圏[※]の形成をめざす 筑後都市圏

筑後都市圏は全体が多様で豊かな自然を内包する広大な「公園」であり、「公園」の中に分散的に都市や集落が立地している「ネットワーク田園都市圏[※]」として捉えられます。「公園」の景観を保全・再生しながら、その中にコンパクトで持続可能な都市を再生し、都市をつなぐネットワークを構築することで、相互に補完して機能を高める自立都市圏[※]としての「ネットワーク田園都市圏」の形成をめざします。

また、新たなニーズに対応した伝統工芸などの地場産業の振興や、観光や農産品など多様な地域の資源を生かした産業の展開などを通じて、各地域の価値を高め、個性あるまちづくりを推進していきます。

当圏域においては、3つの鉄道軸により南北方向は高い公共交通サービスが形成されるものの、東西方面においては公共交通サービスの低下も懸念されることから、サービスの維持・充実を図りながら、各地域コアの交流強化を進めていきます。



■都市圏構造図（筑後都市圏）